

宮川

防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイド

(災害初動対応計画書)

平成29年2月作成
宮川防災福祉コミュニティ

宮川防災福祉コミュニティ地域おたすけガイドについて

地震や津波だけでなく、台風や大雨による大災害はいつ発生するかわかりません。

また、発災後72時間（3日間）が、人の生死を分けるターニングポイントと

言われています。

この発災後72時間（3日間）に焦点を絞り、災害が発生した際に、私たち

住民が、より組織的に活動できるようにするために作成したのが

『宮川防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド』です。

この『宮川防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド』に記載されて

いる内容に沿って活動を行えば、だれもがより適切に災害へ対応できます。

いざ！という時に有効に活用できるよう、これを用いた訓練を定期的に実施し、

宮川地区一丸となって災害に備えましょう。

平成29年2月吉日
本部長

宮川防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド

(災害初動対応計画書)

防コミ運営本部設置基準

- ・震度5弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合
- ・地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合
- ・特別警報が出された場合
- ・上記のほか、大雨等で神戸市に土砂災害警戒情報が発表された場合
- ・新湊川の氾濫があった場合

活動方針

- ・阪神・淡路大震災の教訓から、近隣の方々で助けあうことはとても重要です。
- ・周囲の状況をよく確認するとともに、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう !!

宮川防コミ 運営本部設置場所	宮川地域福祉センター		
防災資機材庫	新湊川緑道 長田橋付近		
指定水利	兵庫高校 (プール)	宮川小学校 (プール)	
防火水槽 取水場所	長田神社	長田神社交差点 西側	
一時避難場所	新湊川緑道	長田神社	
屋外の 緊急避難場所	宮川小学校 グラウンド		
屋内の 緊急避難場所 避難所	宮川小学校		

★ 地震・津波 ★

◎ 摆れを感じたら、その場でまず、命を守る行動を！

- 1 姿勢を低く 2 頭を守って 3 動かない

◎ 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。

◎ 約3分後、津波・大津波警報の有無を確認

- 津波・大津波警報の発表あり ⇒ 津波浸水想定地域の外へ水平避難
(避難時、火の元を確認。逃げ遅れた場合は、近くの丈夫な建物の3階以上へ垂直避難)
- 津波の心配なし ⇒ 火の元を確認、余震に注意
(状況に応じて、近くの公園やグラウンドへ一時避難)

※ 災害に関する知識、避難行動、日ごろの備えなど、いざというときのために、家庭や地域・職場で、連絡方法・避難ルールなどについて話し合っておこう！

◆ 災害情報の入手方法

- テレビリモコンのdボタンでデータ放送を確認
「警報・注意報」「台風情報」「雨量・水位」「避難情報」「避難所開設情報」など
- ひょうご防災ネット
神戸市や兵庫県からの緊急気象情報（地震、津波、気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報、竜巻注意情報など）や避難情報を発信するメールサービス
- 携帯ラジオ
停電時などに有効
- 携帯電話・スマホの緊急速報メール
特定エリア（市全域・各区単位）ごとに、直接、緊急地震速報、災害・避難情報などを一斉配信
- 防災行政無線
新湊川公園に屋外スピーカーあり（毎月17日17時に試験放送実施）。

◆ さあ、自らの安全や家族の安全が確認できたら…

1 宮川防災コミュニティ運営本部（地域福祉センター）の立ち上げ

- 防コミ運営本部（以下、運営本部という）に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで宮川地域福祉センターに運営本部を立ち上げる。
- 運営本部に駆けつけた役員の中から「統括防災リーダー」を決定する。
- 統括防災リーダーは、集まってきたメンバーで、「情報班」、「資源管理班」等の班編成を行う。
- 運営本部に、地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿等を配置する。
また、メンバーで情報を共有するため、ホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報班は、地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて具体的な活動指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

2 災害対応

- 防災活動が可能な住民は、運営本部や防災資機材庫に集まって、複数名で「消火班」や「救出・救護班」等の対応すべき災害に応じた班を編成し、防災活動を行う。

3 情報収集・伝達

- 運営本部は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話やスマートフォンの緊急速報メールなどから地震情報等の収集を行う。
- 運営本部は、自治会長や住民などから、各地区の被害状況や通行困難な道路、住民の安否等の状況調査を行う。
＊地震時は、有線電話も、携帯電話も、使用不能と考えたほうがよいでしょう。

4 消火活動

- 消火活動人員の割り振りをする。
- 防災資機材倉庫の小型動力ポンプや、消火器・水バケツ等を活用し、初期消火を行う。
- 消火には、風呂の水、学校のプール・川・運河の水など、使えるものはなんでも利用する。

5 救出・救護活動

- 余震や二次災害に注意しながら防災資機材を活用し、負傷者を救出する。
＊救出にはジャッキやバー、のこぎりなどが有効です。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。
＊玄関ドア等に安否確認（未確認・確認済み）についての標示をしたり、安否未確認者宅に連絡票を貼付することなども効果的です。

6 災害時要援護者の安否確認・避難支援

- 民生・児童委員等と協力し、災害時要援護者の安否確認を行う。
- 民生・児童委員等との協力のもと、自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- ストレッチャーや車椅子、シルバーカーなど、身の回りにある車輪がついた道具を活用し、災害時要援護者の避難支援を行う。

7 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報、要援護者情報等を、長田区役所や長田消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を、学校関係者と協議・調整し、区役所等へ伝える。

8 避難所の立ち上げ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所を立ち上げる。
- 避難者名簿を作成する。

9 津波への備え

※ 「宮川地区」は、津波浸水想定地域ではありません。

- 沿岸部や河川・運河などの近くにいる際に、強い揺れや長い揺れを感じた時は、津波が発生すると判断し、津波浸水想定地域外へ水平避難する。
- 逃げ遅れた場合は、近くの丈夫な建物の3階以上に垂直避難する。
- 沿岸部などから避難する場合、時間的な余裕があれば、要援護者の避難支援を行うとともに、「津波が来るから、逃げろ！」等の呼びかけを大きな声で行う。

消火活動

- 研修を受けた人が中心となり、耐震性防火水槽の消火用動力ポンプ等を活用し、初期消火を行う。
- 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1. 消火用水の選定

- 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側を使うなど風向きに注意する。
- 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かばないようにする。
- ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2. ホースの延長要領

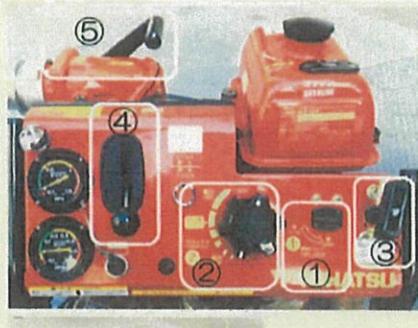
- 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3. 送水の時期

- ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があつてから送水する。
- 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

消火用動力ポンプの使い方

- 燃料バルブを開く。
- スロットルダイヤルを「給水・始動」の位置に合わせる。
- リコイルスターターハンドルを強く引張り、エンジンを始動させる。
- 給水レバーを引き上げ、水を吸い上げる。
- 放水バルブハンドルをゆっくり開きながら全開にし、放水を行う。



★ 風 水 害 ★

【災害発生前】

- 1 宮川防災コミュニティ運営本部（宮川地域福祉センター内）の立ち上げ
 - 防コミ運営本部（以下、運営本部という）に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで宮川地域福祉センター内に運営本部を立ち上げる。
 - 運営本部に駆けつけた役員の中から「統括防災リーダー」を決定する。
 - 統括防災リーダーは、集まってきたメンバーで、「情報班」、「資源管理班」等の班編成を行う。
 - 運営本部に、地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿等を配置する。また、メンバーで情報を共有するため、ホワイトボードや模造紙を準備する。
 - 情報班は、地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて具体的な活動指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 2 情報収集・情報伝達
 - 運営本部は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話やスマートフォンの緊急速報メールなどから気象情報等の収集を行う。
 - 運営本部は、自治会長や住民などから、各地区の被害状況や通行困難な道路、住民の安否等の状況調査を行う。
 - 洪水などの危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。
- 3 連絡体制の確保
 - 情報伝達の手段や順番（誰が誰に、どのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

【参考】避難勧告の種類	
避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告や避難指示（緊急）が発令される可能性がありますので、いつでも避難できるように準備してください。身の危険を感じる方、避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）は避難を開始して下さい。
避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まっていますので、避難場所へ避難を開始してください。地下空間にいる人は速やかに安全な場所に避難して下さい。
避難指示（緊急）	災害発生など状況が悪化し、人的被害の危険性が非常に高まっていますので、ただちに避難して下さい。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内の安全な場所で待機して下さい。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水などの危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。

5 資器材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食の確保を行っておく。

【災害発生直後】

1 宮川防災コミュニティ運営本部（宮川地域福祉センター内）による指揮

- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて各ブロックに活動内容の具体的指示を出す（情報収集、情報伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）。
- ブロックの活動班の人員が不足していると思われる場合は、本部または他のブロックからの応援等を検討する。

2 ブロックごとの災害対応

- 防災活動が可能な住民は最寄りの「防災資機材庫」に集まり、本部及び自治会長と調整の上、複数名で班を編成し、活動を行う。

3 情報収集・情報伝達

- 運営本部は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話やスマートフォンの緊急速報メールなどから気象情報等の収集を、また、自治会長や住民などから、各地区の被害状況や通行困難な道路、住民の安否等の状況調査を継続して行う。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき、安否確認を行う。
- 要援護者名簿がない場合は、民生・児童委員等と協力し、安否確認を行う。

5 救出・救護

- 負傷者がある場合は、止血等の応急手当てを実施し、医療機関へ搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報、要援護者情報等を、長田区役所や長田消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を、学校関係者と協議・調整し、区役所等へ伝える。

7 避難所の立ち上げ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所を立ち上げる。
- 避難者名簿を作成する。

★ 各災害の共通事項 ★

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 役員の集結状況や災害の状況に応じて役割分担を見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者や区役所職員、災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭の方のことを配慮する。
- 同行避難してきたペットの取扱いについて配慮する。
- 災害時要援護者の方のことを配慮する（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応を行う）。

*特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切です。

- 福祉避難所（次頁参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3 生活情報の収集・周知

- 生活情報を収集し、各種情報を住民へ周知する。

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内や避難施設のパトロールを行う。

神戸市から …

「災害時要援護者」とは ?

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方のことを言います。

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊娠婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

※ 要援護者として登録を希望される方は、民生委員にお申し出ください。

「福祉避難所」とは ?

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、320 箇所を「福祉避難所」に指定しています。（平成 25 年 8 月末時点）

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等を基に、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※ 福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。

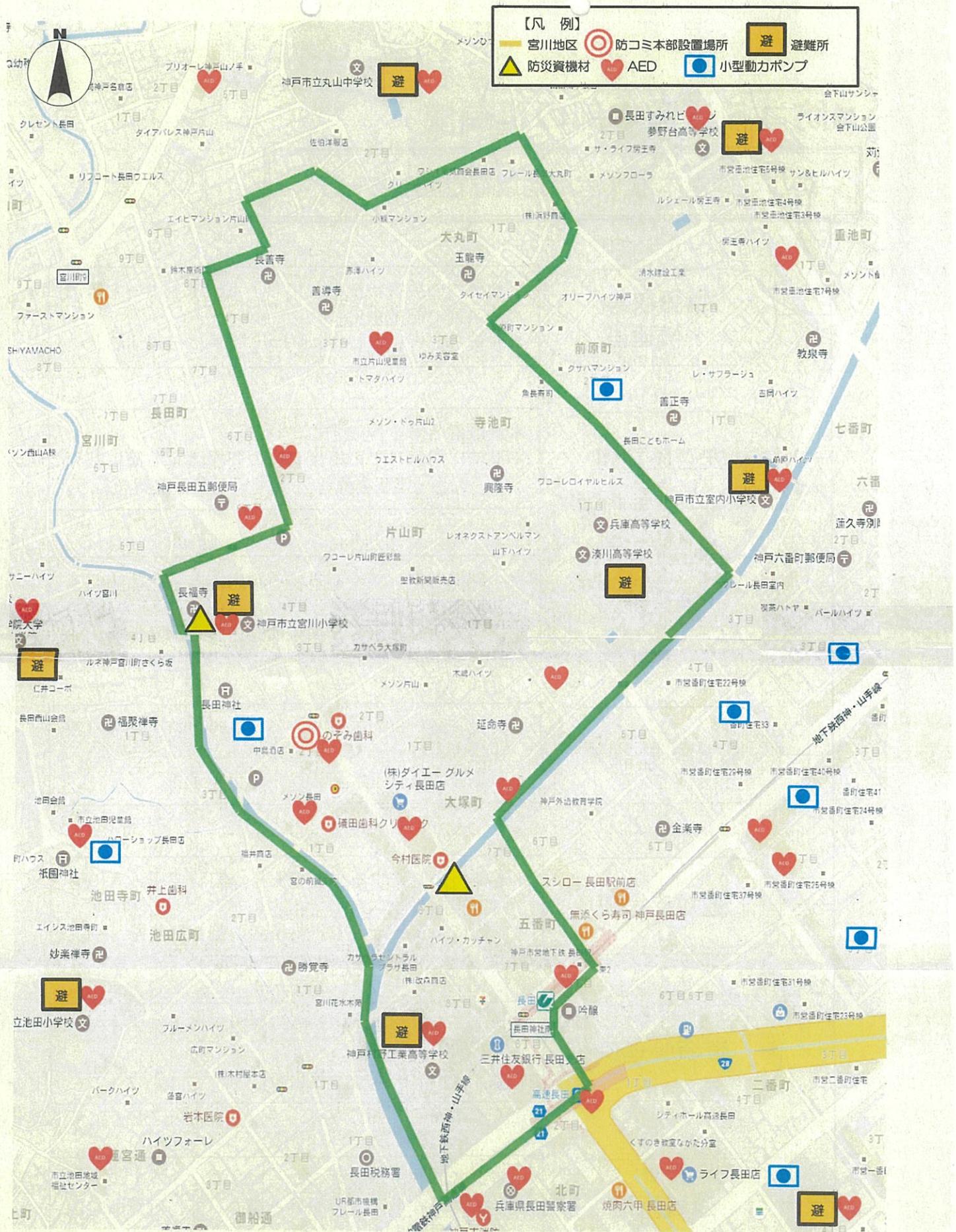
災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。

宮川防コミ保有防災資器材一覧表

■ 新湊川緑道倉庫

・動力ポンプ	2	・投光機	2	・コンロ	4
・50mmホース	2	・スコップ	9	・鍋・やかん類	2
・管槍・ノズル	2	・バール	3	・クサビ	4
・消火栓キー	4	・つるはし	5	・救急セット	1
・ガソリン携行缶	3	・ハンマー	5	・折り畳み式担架	1
・訓練用消火器	20	・斧	2	・スタンドパイプ	2
・オイルパン	3	・はしご・脚立	1	・携帯発電機	1
・粉末消火器	4	・台車	1		

平成 28 年 10 月 15 日現在



■防コミ運営本部の班編成

防コミ運営本部（宮川地域福祉センター）

情報収集 ・伝達班

- * 地区内の被害状況を収集し、ホワイトボード等に時系列で記載する。
- * 収集した各種情報を、防コミ役員に伝達する。

安否確認班

- * 避難者名簿を作成する。
- * 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき、民生・児童委員等と協力して安否確認を行う。

消火班

- * 小型動力ポンプやあらゆる消防器具等を活用して初期消火を行う。
- * 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

救出・救護班

- * 防災資機材（のこぎり、バール等）を活用し、救出活動を行う。
- * 負傷者の救護（応急手当）を実施する。

避難支援班

- * 避難所に避難する必要のある災害時要援護者の避難支援を行う。
- * 本部に集まった人で、支援者の割り振りを行う。

資源管理班

- * 救出・救護等に必要な防災資機材の確保・管理を行う。
- * 非常食や水の確保・管理を行う。

避難所班

- * 避難者名簿を作成する。
- * 学校関係者や区役所職員と協力して、避難所を開設し、運営する。

■活動班メンバー

※活動班の編成は集まったメンバーで隨時決める

防コミ運営本部

活動班	班長	副班長
情報収集・伝達班		
安否確認班		
消火班		
救出・救護班		
避難支援班		
資源管理班		
避難所班		

